

## フランス社会保障法の権利構造

伊奈川, 秀和

<https://hdl.handle.net/2324/1500440>

---

出版情報：九州大学, 2014, 博士（法学）, 論文博士  
バージョン：  
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（2）

## 論文審査の結果の要旨

学位申請者 伊奈川秀和

論文調査委員 主査 笠木映里

副査 野田進

副査 山下昇

論文題名：「フランス社会保障法の権利構造」

(参考論文：「日仏における連帯の拡大と展開」)

2010年に公刊された本論文は、フランス社会保障法の全体像を「連帯」という概念を用いて分析し、日本法への示唆を得ようとするものである。フランスの社会保障分野において歴史的にも現代的にも重要な位置づけを有する「連帯」の概念は、日本の社会保障法分野の実定法においても（主として目的規定に留まるとはいえ）しばしば用いられているものの、その意義・趣旨について十分な議論が行われていない状況である。本論文は、直接に日本の実定法上の連帯概念の解釈について示唆を得ようとするものではないものの、上記のような状況において、日本の学会における今後の連帯概念に関する議論の発展の基礎となるような研究を行うことを目指すものである。

本論文の内容は大きく第1部と第2部に分かれている。第1部はさらに2つの内容に大きく分かれており、前半部分ではフランスにおける連帯思想の誕生とその発展の歴史、後半部分では、初期の社会立法におけるこの思想の表れ、さらには、近年の裁判例におけるこの概念の位置づけを、政治哲学・公法学の思想史にもかなりのスペースを割きつつ、検討している。より具体的にいえば、まず、レオン・ブルジョワの思想を出発点として、その思想との比較を念頭に置きながら、連帯概念に関連する異なる思想を整理し、関連概念である「友愛」との関係も視野に入れた検討を行う（第2章）。そしてこれを前提として、やはり友愛概念にも目を配りながら、デュギーに始まる法学分野における連帯思想の浸透・発展をさらに検討し（第3章）、さらに、戦後ないし今日における社会保障立法において連帯思想が果たしてきた役割を示している（第4章）。第4章では、フランスの近年の学説を参考として、連帯には「二つの原理」が存在するとして、貢献を基礎とする「貢献による連帯」（社会保険をイメージ）と、「帰属による連帯」（無拋出の生活保護のような制度をイメージ）という二つの原理を提示している。この分類は本論文全体を通じた分析視角となると共に、最終章において改めて取り上げられる。

以上のような内容の第1部は、論文全体としては、第2部の検討の前提ともいえるべき位置づけを与えられている。そして、続く第2部においては、フランスの主要な社会保障立法、社会保障関連立法を題材として、各制度における受給権の構造を分析し、具体的な個別制度の具体的な権利との関係で連帯概念が如何に機能しているかが検討される。第2部第1章・第2章では、社会保障制度、とりわけ医療・年金を中心とした社会保険制度について、拋出と給付の関係をいかに評価すべきかという観点、及び、受給権の法的構造という二つの観点を中心とした検討が行われている。前半ではとりわけ、フランスの社会保険制度において保険料が必ずしも給付の対価と評価されていないこと（拋出と給付の切断）が、学説や裁判例の検討により明らかにされる。後半では、既得権の発生ないしその変更の可否という論点に注目し、年金及び各種の社会保険に関する議論・判例等を分析したうえで、フランスにおいては、既裁定年金であっても法改正により内容が変更される場合

があるなど、年金制度における既得権保護の考え方が弱いことを示す。全体として、フランスでは、貢献は連帯の一つの重要な要素である一方で、その「貢献」は抽象的な意味で捉えられているのであって、個々人の受給権の法的な基礎としての保険料拠出の位置付けはそれほど大きくないのではないことが示されている。

続く第2部第3章以下では、中核的な社会保険制度とは異なるものの拠出を前提とする関連制度について、失業保険（第3章）、補足制度（第4章）、福利厚生制度（第5章）、共済（第6章）の順に、それぞれの制度の歴史的経緯にも遡った詳細な紹介をふまえて、第1・2章と同じく、拠出と給付の関連に着目した権利の構造の分析と、既得権保護の可能性が検討されている。第2部の各章は、全体として、連帯概念の具体的な制度における表れを拠出と給付の関係という分析軸の下で明らかにしようとするものであると同時に、これまで日本で必ずしも紹介されてこなかった補足制度について制度や受給権付与の要件等を詳細に検討するものとしての価値をも有している。

最後に、総括章としての位置づけを与えられる「おわりに」では、まとめとして、従来の日本の社会保障法学がこれまで憲法25条に基礎をおく生存権を中心とした議論を行ってきた状況、他方で、実定法上用いられる概念であるにも関わらず、「連帯」という概念が必ずしも十分に考慮されてこなかったことが確認されると共に、連帯という概念を導入することによって現代の日本の社会保障制度のより多角的で細やかな分析が可能となることが、上述の「貢献」と「帰属」という連帯の二つの原理を用いながら示されている。

なお、同時に提出された参考論文（「日仏における連帯の拡大と展開」）は、主論文においては最終章で簡単にのみ言及されていた日本法に対する示唆についての記述を発展させた内容となっており、2015年度中に信山社から公刊の計画が進行中である。参考論文においては、検討対象を非拠出制のものを含む社会保障制度全体に広げて、非拠出制の社会保障給付と連帯概念の関係についての分析が行われている。基本的に拠出制と考えられている社会保険制度の内部で実現される非拠出制の制度をも考慮に入れ、これを非拠出制の制度と連続的なものとして検討している点などは、日本法の分析のあり方としても特徴的といえ、主論文で用いられた上述の「貢献」と「帰属」という連帯概念の整理がさらに深められ、申請者の研究関心の広がりを示す内容となっている。

以下、既に述べたことと重なる部分もあるが、改めて、本論文の評価を述べたい。まず、本論文は、連帯の思想的源流に遡ると同時に、そうした思想的・哲学的議論とは対極にあるともいえるかなり具体的・技術的な社会保障法制度や判例の分析をも行う、きわめて野心的なものであり、そのため、膨大なフランス語文献の読み込みを前提とした論文であることが一見して明らかである。フランスの社会保障法分野において連帯の概念がしばしば参照されることは学会でもよく知られているし、ブルジョワ、デュギーといった著名な思想家・研究者の個別の学説については当然ながら多数の先行業績が異なる観点から存在するところであるが、これらの学説を、特に社会保障と関係の深いブルジョワの議論を出発点ないし分析軸としながら概観し、連帯概念と並んで社会保障立法ときわめて深い関連を有する「友愛」概念も視野に入れながら整理する業績はこれまでにないものと思われる。既得権保護に関してフランスにおける議論を制度横断的に検討した邦語文献もこれまで存在しない。さらに、フランス社会保障法に関する過去の研究業績が言及していない制度や判例も多数取り上げられている。また、社会保障財政が困難な状況にあり、必要な給付についていかに財源を確保できるかという論点を無視できない今日状況の中で、拠出と給付の関係という論点は学会における重要なトピックであり、例えば英豪法の検討をふまえて「貢献」原則を軸とした検討を行う著作も最近では発表され、注目を集めている（参照、西村淳『所得保障の法的構造』（信山社・

2013))。本論文について専門雑誌において複数の書評が掲載されるなど、学会における注目度が高いことは、その内容の新規性のみならず、日本の社会保障法学の今日の議論状況との関係でのテーマ・内容の重要性を証明するものといえるのではないかと考える。

他方で、上記のように膨大な文献を用いた広い範囲に及ぶ内容であることから、本論文には、記述がときに主たるテーマから逸脱し、本筋との関係が明確でなくなる部分が散見される。また、より内容にかかわる点としては、フランスの最近の学説・判例における社会保障を支える原理・理念をめぐる議論には若干の変更が生じている—ごく簡単にいえば、連帯という集団的な概念より、むしろ憲法上の人権や人間の尊厳といった個別的な価値が従来以上に重視される傾向がある—もかわらず、この点が意識されていないように思える点には、若干の不満が残る。また、連帯概念が、思想・理念であると同時に社会的・歴史的な実態・運動といった動的なコンセプトであることからすれば、フランスにおける連帯概念の分析から日本法の実定法解釈や立法にいかなる示唆が得られるのかについては、なお明らかでない部分もある。この点とも関連して、「国民連帯」・「職域連帯」・「地域連帯」・「家族連帯」等が連帯類型として挙げられているが、これらの異なる種類の連帯の背景には質的に異なる思想が含まれており、より緻密な分析が必要ではないかとも思われる。

しかしながら、本論文はあくまで歴史的経緯をふまえた「連帯」概念の分析に重点をおくものであり、最近の動きや異なる連帯類型のより緻密な分析については、今後の申請者の研究の中で検討が深められることは容易に想像できる。また、日本法への示唆については、参考論文において、連帯の類型・連帯原理というフランス法から得られた示唆を用いて、日本とフランスの社会保障制度を比較分析することを通じて、日本の社会保障制度の特徴（たとえば社会保険制度内部においてはあくまで「貢献による連帯」を強調・貫徹する傾向があることなど）を明らかにすることに成功しており、より具体的な示唆については、今後の検討が期待されるべきものと思われる。

以上からすれば、学会にとってきわめて重要なテーマについて、新規性のある記述を多く含む本論文は、上記のようないくつかの問題をふまえても、高く評価されるべきであると考ええる。

なお、論文調査委員全員の出席の下で行われた公聴会（平成 27 年 2 月 7 日、九州大学法学研究棟第三会議室において実施）においても、上記のような評価が確認されたところである。

以上のような評価により、論文調査委員の合議の上、博士号を授与するにふさわしい水準の論文であると判断した。